

令和3年度  
第6回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和3年9月10日開会

高松市農業委員会



令和3年度第6回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年9月10日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所11階 114会議室

出席委員 20人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 13番 佃 光廣
- 15番 河田 薫
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 古免 範彰
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 佐藤 雅彦

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請  
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第12号 農用地利用配分計画について
- 議案第13号 農地転用許可に係る審査基準の一部改正及び農地関係事務処理要領の  
一部改正について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和3年度第6回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、高砂委員、佃 光廣委員、河田委員、神内委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び20番谷上委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が老齢による労力不足のため、基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番から4番も、賃借人が労力不足ため、基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、6番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、先ほど申し上げた1番の賃借人が、老齢による労力不足ため、4ページの中段までの、19件の基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、賃借人の事情により、基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、賃借人の事情により、基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

10番、11番は、賃借人が耕作不便のため、高松市地域農業再生協議会を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、貸人側に相続が発生したため、一旦、契約を解消するものです。

2番は、借人が耕作不便のため、香川県農地機構に返還したものです。

3番は、借人が労力不足のため、返還したものです。

4番は、貸人の事情により、返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について11件、イ 使用貸借

に係る農地返還通知について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、農作業用の物置、車庫が無かったため母屋隣接地に納屋を増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が541.36平方メートルあります。

2番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、高齢により耕作が不可能となり、将来の安定した生活のため貸住宅を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具の大型化に伴い、納屋を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が500.76平方メートルあります。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農作物及び農業用機械の多様化に対応するため物置を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が487.02平方メートルあります。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅を新築した際、自動車の進入路が無かったため申請地を進入路として造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が512.49平方メートルあります。

6番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、居宅、車庫等を建築した際、申請地は筆界未定でありましたが、この度、地図訂正を行ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が440.37平方メートルあります。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が607.21平方メートルとなり、一般住宅転用可能面積500平方メートルを超えていますが、隣接に農地がなく、超過面積が107.21平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり問題ないと考えます。

7番は、露天駐車場・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、公道から居宅への進入路が無かったため貸駐車場の造成に合わせて隣接地を進入路としたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が624.61平方メートルあります。

8番は、事務所兼車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、介護タクシー事業の開業に伴い、事務所兼車庫を建築するもので、申請地の国分寺地区は、営業エリアと考えている高松や中讃地域の真ん中にあり、主要地方道国分寺中通り線に近く、交通の便も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増加に伴い、父親が西隣の農地に住宅兼納屋を増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるも

ので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が405.25平方メートルあります。

10番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、手狭であった納屋の増築及び進入路の確保のため転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が654.38平方メートルあります。

11番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、利用していた納屋が手狭であったことと駐車スペース及び農耕用の作業場が必要であったため納屋の増築を申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が449.80平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、令和3年6月21日付けで製麺工場用地として転用許可申請をしていましたが、転用計画の変更により許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成30年11月12日付けで受注したレール敷替え工事のための仮設事務所・露天資材置場・駐車場用地として一時転用許可を受け、令和元年10月10日付け及び令和2年10月12日で工事期間延長の事業計画変更承認を受けていましたが、今回、請負工事の変更契約に伴い再度、令和4年11月11日まで工事期間を延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成29年1月19日付けで、分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、3棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和4年12月31日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番も、平成30年6月11日付けで、分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、3棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和6年6月30日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

4番も、令和3年8月10日付けで、仮設事務所・駐車場用地として転用許可を受けていましたが、予定通り工事が進んでいないことから、工事完了日を令和4年1月31日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、平成9年6月12日付けで、住宅用地として届出を受理していましたが、転用者が当該地で居住の予定が無くなったことにより今後の事業遂行が困難となっていたことから、近隣で運送業及び土木建築業を営む法人が新たな承継者となり、会社の資材置場用地とするため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権4の2番に関連しています。

2番は、令和2年10月12日付けで、住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用者の心身不調により今後の事業遂行が困難となっていたことから、新たな承継者の経営する会社の露天駐車場用地とするための、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権18番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、現地調査委員を代表して富本委員から報告をお願いします。

**富本委員** 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、谷上委員と私の2名で本日午前中に、現地調査を実施しました。

今回の、農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、3番は、香川県農業会議常設審議会の現地確認調査を実施しています。内容につきまして、谷上委員から報告申し上げます。

**谷上委員** 現地調査委員の谷上です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について、説明させていただきます。別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立鶴尾小学校北東250メートルに在り、市内で介護保険法に基づく、居宅介護支援事業を営む法人の代表者が、サービス付き高齢者向け住宅敷地を造成し、法人に賃貸借する目的で転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、市道紙町東ハゼ線に隣接し、交通の利便性が良く、周辺には、同様の施設が無く、ニーズも高いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が696.76平方メートルあります。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者とするところですが、法人の資金面の関係で、代表者が取得し、経営する法人へ貸し付けるものです。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2-1、2-2番の申請地は、香川県立高松養護学校東100メートルに在り、建築工事・土木建築工事及び貨物自動車運送業を営む転用者が、事業拡大のため2-1番は露天資材・車両置場用地として、2-2番は、露天資材置場用地として一体利用するため転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道川東高松線に隣接し、交通の利便性が良く、本社から300メートルの位置にあり、規模、立地条件からも最適地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が38.00平方メートルあります。

5条許可後の事業計画変更（承継）1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3-1、3-2番の申請地は、高松市立三溪小学校南1.8キロメートルに在り、電気機械器具の設計・製作を営む法人が、事業拡大に伴い、3-1番は従業員の露天駐車場用地として、3-2番は新たな製造工場用地として一体利用するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は本社の北隣にあり、主要地方道中徳三谷高松線に隣接し、交通の利便性が良く、事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用水路及び雑種地等が合計4,455.82平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番の申請地は、高松市立川島小学校南西700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道西植田高松線に隣接し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権4件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、

許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。—— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

#### **富本会長職務代理者(議長代理)**

次に、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題いたします。

なお、議案第7号のうち、所有権14番については、三笠会長に關係する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、三笠会長に退出頂いた上で他の案件に先立ち、本件の審議をお願いします。

—— 三笠会長退室 ——

所有権14番について、事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転14番の案件を御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

14番は、農道拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の農道拡幅であり、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**富本会長職務代理者(議長代理)** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。—— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち一般議案所有権14番については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**富本会長職務代理者(議長代理)** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち一般議案所有権14番については許可することに決定いたしました。

それでは、三笠会長の入室誘導をお願いします。

この後の議事進行については、三笠会長にお返しします。

**議 長** それでは、議案第7号のその他の案件について、事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、所有権移転の他の案件を御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は特別議案です。

2番は、来客の際に敷地内の駐車場が手狭なため、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が369.32平方メートル有ります。

3番も、庭が狭いことや植樹を行うために非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が317.60平方メートル有ります。

4-1、4-2番は、特別議案です。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が359.61平方メートル有ります。

議案書11ページを御覧ください。

6番は、サービス付き高齢者向け住宅の設置経営及び管理業務を営む法人が、近年の需要に  
応えるために新たなサービス付き高齢者向け住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が359.61平方メートル有ります。

7番は、土木建築業を営む法人で、近年の事業拡大に伴い重機や資材の置場が手狭となっていることから、新たな露天重機・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木国分寺線に接し、交通の利便性が良く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

8番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、不動産業を営む法人で、既存の事務所が老朽化したため、新たな事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道高松志度線に接し、交通の利便性が良く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が160平方メートル有ります。

10番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、主要地方道三木国分寺線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が461.15平方メートル有ります。

議案書12ページを御覧ください。

11番の転用者は、電気工事業を営む法人で、既存の敷地が手狭で資材置場や作業車等の駐車場が不足していることから、車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、東側の併用地は主要地方道中徳三谷高松線に接し、交通の利便性が良く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が614.24平方メートル有ります。

12—1、12—2番は特別議案です。

13番は、障がい者支援施設の経営を営む法人が、障がい者福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書13ページを御覧ください。

15番の転用者は、音楽教室を経営する会社の役員で、父の農地を譲り受け、音楽教室を設立し、法人へ貸借するための貸音楽教室用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、集客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年頃に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は特別議案です。

17番は、農道用地の一部として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地へ行く道であり他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年頃から利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、建築工事業を営む転用者が、既存の駐車場が事業用車両や従業員の車で手狭で、来客用の駐車場が不足しているため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が主要地方道高松長尾大内線に接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

19番は、土木建築業を営む転用者が、既存の資材置場が手狭であり、従業員用や来客用の駐車場も不足しているため露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道西植田高松線に接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、麺類の製造・販売業を営む法人で、近年、来客数が増え、駐車場が慢性的に手狭と

なっていることから、店舗に隣接した露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、店舗と隣接しており利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年頃に一部造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が444.39平方メートル有ります。

2番は、土木工事業を営む法人が、広域水道企業団が発注する「高松市元山町口径100ミリメートル排水管更新工事」の受注に伴い、連絡事務所や資材等の置場が必要であることから、仮設事務所・倉庫・露天資材置場用地として、令和4年2月20日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、主要地方道高松長尾大内線に近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、親族所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、建設機械並びに車両の売買及び賃貸借及び管理業を営む法人で、業績が好調で事業拡大に伴い、新たに露天重機・資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道三木国分寺線に接し、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法5条許可申請所有権7番に関連しています。

3番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、妻の実家と隣接しており面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と



の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東、西、南側が市道に接し、義父宅と隣接しており面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、借家住まいで子も増え、住居が手狭となっていることから父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることと、申請地は土地改良事業区域内の縁辺部で集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権14件、賃借権2件、使用貸借5件、計21件について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうちまず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。3条許可申請使用貸借1番に関連しています。

3番は、令和3年6月29日付け競公売買受適格証明書により高松地方裁判所における競売に参加し、7月21日に落札した譲渡人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、相続人不存在の農地を、経営規模の拡大を希望する譲渡人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、譲渡人が新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻及び野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が新規営農を希望する譲受人へ貸し付けるもので、借り受け後は水稻を作付けするものです。3条許可申請所有権2番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転5件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第9号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、平成28年ごろから、9番は、昭和40年ごろから道路として利用し、2番は平成26年ごろから水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、平成3年ごろから、4番、6番、7番は、平成10年ごろから、5番は、平成12年ごろから、また8番は平成4年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について9件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

1番について現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。  
また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号については証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第10号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**向谷農政課長補佐** 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和3年9月2日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題の無い旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地域へ編入するもので3件、面積合計が2,013平方メートルでございます。

3ページを御覧ください。

農用地域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

最後のページ、8ページを御覧ください。

中ほどの表に、今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が30件、合計面積で38,848.31平方メートルでございます。

以上、議案11号について御審議いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用配分計画についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第12号 農用地利用配分計画について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し、貸付を行っている農地について、農地機構の錯誤により、誤った貸付事務処理が行われていたものを訂正するために貸付先の変更手続きを行うものです。

変更後の農用地利用配分計画を作成するにあたって、8月19日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められております。なお、香川県の公告予定日は9月30日となっております。

内容につきましては、次ページの農用地利用配分計画書のとおりです。貸付の期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第12号 農用地利用配分計画について御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農地転用許可に係る審査基準の一部改正及び農地関係事務処理要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**向谷農政課長補佐** 議案第13号 農地転用許可に係る審査基準の一部改正及び農地関係事務処理要領の一部改正について御説明申し上げます。

資料3—1を御覧ください。

農地転用許可に係る審査基準の一部改正の概要について、令和3年7月29日付けで香川県農政水産部長より高松市農業委員会会長あてに通知がありました。

改正理由は、「今般の国通知改正に伴い、営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の基準

のうち、太陽光発電設備等の構造上の基準、営農の適切な継続に係る判断基準等」について見直しが行われたことから、これらの内容を審査基準に規定するため一部改正を行うものです。

改正内容は、立地基準のうち営農型発電設備を設置する一時転用の場合における支柱の高さ条件の緩和、また、営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が行われているかの判断に当たり、荒廃農地を再生利用する場合の下部農地における作物の単収の取扱いが緩和となるものです。

施行日は、令和3年10月1日からとするものです。

次に、資料3—2を御覧ください。

高松市農地関係事務処理要領の一部改正の概要についてでございます。

改正理由は、令和3年7月29日付けで、香川県農政水産部長からの通知に伴い、一部改正を行うものです。

改正内容は、全般については、地方公共団体における押印等の見直しが進められていることから、本要領に定める各様式において、法令に押印の定めがあるものや契約書に相当する書面など権利義務の設定等に係るもの等を除き、申請者等による押印を廃止するものです。

また、営農型発電設備に係る報告及び指導についてを、先ほどの審査基準の改正に関連して、報告様式等改正するほか、法令の引用条項及び様式番号の改正、字句整備等を行うものです。

施行日は、令和3年10月1日からとするものです。

なお、様式についての詳細は、様式改正内容一覧を添付しております。

以上、議案13号 農地転用許可に係る審査基準の一部改正及び農地関係事務処理要領の一部改正についての説明は以上でございます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——

**富本委員** 資料3—1で「営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が行われているかの判断に当たり、荒廃農地を再生利用する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

1番の下部の農地における単収が同一地域の農地における平均的な単位面積当たりの収穫量と比較しておおむね2割以上減収する場合であっても、営農の適切な継続が行われていないとはいえない。」ことと書いてあるが、具体的に説明を求めます。

**藤澤主査** 審査基準の中で、営農型発電設備の下部の農地において、本来ならば、次の一時転用申請がある場合に、同一地域の農地における平均的な単位面積当たりの収穫量と比較する。そして、2割以上減収する場合は、一時転用の許可はできないという取扱いになっておりますが、利用状況調査でA判定・B判定された農地を再生する場合の緩和が行われたということです。再生利用された農地については、2割以上減収する場合であっても、営農の適切な継続が行われていないとはいえないという判断を国から通知があったことから、審査基準の見直しを行ったものです。

ただし、事務処理要領の一部改正の概要に記載しております第2 農業委員会は荒廃農地を再生利用する場合であって、利用状況調査の結果、営農型発電設備の下部の農地の全部または一部が遊休農地等と認めた場合は、指導又は助言をする取扱いになったということです。

**南事務局長** 補足説明をいたします。営農型発電設備については、農業もしながら、発電もしていくというのですが、収穫量が2割以上減収になるようであれば、今までは許可ができない取扱いでした。

基本的には、ほとんど変わっておりませんが、荒廃農地に関しては、2割以上減収する場合であっても許可できないわけではなく利用状況調査の結果、営農型発電設備の下部の農地の全部又は一部が遊休農地と認めた場合に指導や助言をする取扱いになったもので、荒廃農地再生利用の視点から緩和されたものです。

**議 長** ただ今の説明に対して、ほか御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案13号については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案13号については原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**南事務局長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料4を御覧ください。

期間としましては、令和3年8月6日から9月8日分までであります。

まず、許可件数ですが、7月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、8月議決分といたしまして4条が8件、5条が26件、合計で4条が8件、5条が36件です。

許可保留件数につきましては、7月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が8件、8月議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、合計で4条が1件、5条が11件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

4条関係では、9番が、建築基準法上の道路許可未了のため、現在、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

4条関係は、許可保留はありませんでした。

3ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の所有権の28番は、開発許可未了により現在、許可保留となっております。

4月議決分の所有権の4番、賃借権の1番は、開発許可未了により現在、許可保留となっております。

5月議決分の所有権の21番は、開発許可未了により現在、許可保留となっております。

6月議決分の所有権の13番は、開発許可未了及び直近事業造成工事未了により、現在、許可

保留となっています。

7月議決分の所有権の7番は、開発許可未了により、10番は、開発許可及び道路工事承認未了により現在、許可保留となっています。

4ページを御覧ください。

所有権の25番は、開発許可未了により現在、許可保留となっています。

5ページを御覧ください。

8月議決分の所有権の4番は、開発許可未了により現在、許可保留となっています。

6ページを御覧ください。

使用貸借権の4番、5番は、開発許可未了により現在、許可保留となっています。

今回の許可状況の報告は以上です。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第6回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時20分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員